

# 令和4年9月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) <a href="#">知事提出議案</a> : 可 | 決…1件     |
| (2) <a href="#">議員提出議案</a> : 可 | 決…1件     |
|                                | : 否 決…1件 |

( 9月30日(金) 生活環境部)

吉田英策委員

生2ページ、環境創造センター(本館)管理運営事業の6,000万円増額補正は太陽光発電設備設置に係る事業者支援の一部との説明であったが、もう少し詳しく聞く。また、部長が説明した「環境創造センターにおける初期投資なしで自家消費型太陽光発電が導入できる電力購入契約、いわゆるPPA方式による太陽光発電設備の導入」はすばらしいと思ったが、この6,000万円の補助事業とはどのような関係なのか。

環境共生課長

今回の補正で計上した環境創造センター(本館)管理運営事業について、PPAの概要及び補助を行う理由も含めて事業全体を説明する。

当該事業は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県自らが率先して温室効果ガス排出削減のため、環境創造センターにPPA方式を活用して自家消費型太陽光発電設備を導入するに当たり、設備を設置する事業者に対して費用の一部を補助するものである。PPA方式は、基本的に初期投資なしで自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入できる方式である。

当該事業を例に述べると、発電事業者が環境創造センターの敷地に太陽光発電設備を設置した上で管理運営も行い、当該事業者が発電した電力を県が購入する契約を締結する方式であり、県有施設では初の導入となる。なお、太陽光発電設備の設置には、同センター西側の約5,000㎡の空き地を活用する予定である。あくまでも想定だが、出力500kW程度の設備を設置し、同センターにおける年間使用電力の約2割に当たる60万kWh程度を発電できると見込んでいる。

今回は参入促進のため事業者が資金調達しやすくなる面もあることから、設置費用の2分の1で6,000万円を上限とした補助経費を計上している。なお、財源は全額国庫支出金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を充当する予定である。

太陽光発電設備の導入により、一般家庭で約75世帯分の年間排出量に相当する約300tの二酸化炭素排出削減に加え、試算では電気代も節約できると見込んでいる。今後は環境創造センターを先行モデルとし、その他の県有施設や民間施設への再生可能エネルギー導入を促進していきたい。

吉田英策委員

そうすると、引き続き県有施設には同様の設備を導入していくことになると思うが、今回は初めての導入のためか初期投資なしで6,000万円の補助である。今後2、3、4回と続けて県有施設に設備を導入した場合も、今回と同様に初期投資の一部を補助していくのか。それとも、そのような枠組みになっているのか。

環境共生課長

今回財源として活用している地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、県がPPA方式で設備を導入する場合に2分の1

相当を補助できる制度となっている。しかし交付金の枠もあるため、施設の規模や導入効果等を踏まえ、仮にP P A方式を導入するとしても当該交付金活用の是非も含めて検討していきたい。

吉田英策委員

契約締結後は恐らく20～30年にわたり事業者が発電した電気を県が購入することになると思うが、その間に発生するであろう設備の老朽化や破損などの補修費用は今後どのようなになるのか。県の負担もあるのか。それとも、電気を県に販売して利益を得るわけであるから当然事業者の負担で補修を行うのか。そのような場合の取り決めなどはあるのか。

環境共生課長

基本的に設備自体は事業者の所有物であるため、故障等の場合は事業者の責任で補修することになる。仮に県の瑕疵により故障が生じた場合は、事業者と協議した上で県が補修することも想定されるが、基本的には事業者が補修する。

宮下雅志委員

今の質疑に関連するが、電気の購入価格について聞く。例えば現在契約している電力会社の価格とは、どのような関係にあるのか。

環境共生課長

現在、環境創造センターでは東北電力から電気を購入しているが、先ほど説明したとおりそのうち約2割はP P A方式による契約事業者から購入することとなる。一般的に東北電力等の電力会社から電気を購入する場合は再生可能エネルギー発電促進賦課金、現在は3.45円/kWhであるが、これが上乗せされる。P P A方式は自家消費のため再生可能エネルギー発電促進賦課金が上乗せされないことから、電気料金は現在の単価よりも安くなると想定している。

宮下雅志委員

説明を聞いて少し混乱すると感じた。まず初期投資なしの電力購入契約による太陽光発電導入の仕組みと、今回の補正で計上した6,000万円の国の交付金活用が一緒になってしまっている。設備設置に6,000万円補助し、かつ通常の契約で電気を使用すると、もう少し電気代が安くなるとの発想になると思うが、実際は全く別のものであるとして考えてよいか。要するに当該交付金自体はそのような仕組みがあり、環境創造センター敷地内への設置の有無にかかわらず申請すれば活用できるとのことだと思う。今回はたまたま設置場所が環境創造センターの敷地内であっただけで、P P A方式による電力購入契約は交付金とは切り離して考えるとの理解でよいと思うが、どうか。

環境共生課長

電気料金関係について説明が不足していた。国の交付金6,000万円は事業者に交付するが、国の交付要綱には補助額6,000万円相当分は将来の電気料金から差し引かなければならないとの要件が記載されている。先ほど述べた再エネ賦課金以外に当該交付金の補助による節約効果もあるため、電気料金が安くなる仕組みになっている。

宮下雅志委員

そうすると、今後国の交付金が廃止された場合は当然電気料金も少し上がる契約となるのも想定できるのか、理解した。

伊藤達也委員

1点確認するが、生3ページの阿武隈急行災害復旧事業費補助金について聞く。阿武隈急行(株)からも代替バス運行費用に関する要望を受けていたが、当該補助金約2億4,000万円のうち代替バス運行に係る費用は幾ら計上しているのか。

生活交通課長

阿武隈急行(株)の代行バスに係る運営全体の事業費は約1,700万円であり、そこから約260万円の運賃収入を差し引いた残額を沿線自治体に支援するものである。なお、補助対象事業費の総額は1,443万181円である。

吉田英策委員

消費生活センターは生活環境部所管だと思うので質問するが、現在社会問題になっている旧統一協会の被害問題について、県消費生活センターへの苦情件数は何件なのか。一般的に、団体を特定しての情報収集は行っていないと推測する。しかし、これだけ社会問題になっている靈感商法の問題については団体を特定して情報を収集すべきだと思うが、その辺

りはどうなっているのか。

消費生活課長

代表質問でも宮本議員が質問していたが、その際に開運商法の消費生活相談件数は過去10年間で206件と答弁している。委員の質問は恐らく旧統一教会についてだと思うが、県消費生活センターに寄せられている相談や回答は消費者庁のネットワークシステムでまとめており、消費者庁の方針に従い事業者名等を特定して件数を回答することができないと定められている。したがって今の委員の質問には回答できない。

吉田英策委員

例えばA社やB社の被害件数といった内容も公表できないとの定めなのか。

消費生活課長

消費者庁の方針に基づき、事業者名等を特定した上での具体的な内容の提供ができないとなっている。

吉田英策委員

そうすると、消費者生活センターと行政を結びつけての靈感商法による被害からの救済はなかなかできなくなってしまうと思うが、その辺りはどうか。

消費生活課長

これまで5回開催されている消費者庁の靈感商法等の悪質商法への対策検討会において具体的な救済方法や未然防止が検討されているところであり、県としては当該検討会の結果を注視していきたい。また、引き続き県消費生活センターに相談が寄せられた場合は無料法律相談により丁寧に対応していきたい。

吉田英策委員

被害者救済の立場で全容を明らかにすることが必要だと思うため、国にも求めてもらいたい。

続けて質問する。磐越西線が昨月の豪雨被害で現在不通となっているが、JR東日本は水郡線、只見線、磐越西線、磐越東線の県内4路線9区間が赤字路線であると発表している。これらの路線は地域の重要な足で、輸送においても本当になくてはならないものであり、今後JR東日本による縮小や切り捨てがないようにしなければならないと思っている。地方路線の運行は国が責任を持つ必要があると思うが、今回の赤字路線の発表について県はどのような立場で聞いているか。JR全体として捉えた上で地方路線の維持も行わなければいけないと思うが、その辺りについて県の考えを聞く。

生活環境部長

今定例会の本会議でも答弁しているが、地域における鉄道は重要な社会基盤である。現在一部の線区のみ赤字について議論されているが、国やJR東日本には地方全体のネットワークとしての在り方をしっかり議論することを求めていると考えている。利活用等についてもしっかりと議論した上でのメリット、デメリットなどの議論になろうかと思うが、県としてはまず維持確保の視点でしっかりと在り方を求めながら利活用等にも努めていきたい。

吉田英策委員

そのような立場でしっかり求めてもらいたい。まずは磐越西線の濁川橋梁の復旧を目指すことだと思うが、国やJR東日本に対しては毅然と県民の足の確保を求めてもらいたい。

円谷健市委員

今の質疑に関連してJR東日本について聞く。私の地元にある水郡線も何十年前から沿線自治体が活性化のため様々な努力してきたが、なかなか乗車率は改善されない。少子化による高校生等の通学生減少や車社会など様々な理由があると思うが、そのような中で今回赤字路線が発表された。地元としては、県には必ず残すとの考えの下で物事を進めてもらいたいと思っている。3年以内に国の結論が出るようなので現時点で県がはっきりと述べるのは難しいと思うが、残していくとの考え方で取り組んでもらいたい。地域の利用者の声も大事であり、今後の検討において上下分離方式などの様々な手法も出てくると思うが、やはり沿線自治体と県が連携を深めていかなければなかなか話し合いも上手くいかないのではないか。その意味でも県の考え方を含めて沿線自治体との連携を強固にし、3年の間にしっかりと声を聞きながら取り組ん

でもらいたいと思うが、自治体との協議等における県の考え方を聞く。

生活交通課長

委員指摘のとおり各地域によって事情が異なるため、地元自治体や地域住民の思いを尊重し、国、鉄道事業者、沿線自治体等の関係者間で今後の路線の維持存続の形についてメリット、デメリットも考慮しながら、具体的かつ真剣に議論を重ねていくことが重要だと思っている。まだ具体的な話は聞いていないが、J R 東日本からは秋以降に各自治体へ説明に行きたいとの話をもらっている。J R 東日本から話があり次第、沿線自治体としっかり連携した上で議論していきたい。

円谷健市委員

個人的な思いとして述べるが、恐らく存続となると結局各自治体の負担が出てくるのではないかと。方式がどのような方針になるか分からないが、このままでは済まず、やはり各自治体も何かしらの負担しながら存続させていく方向になっていくのかとの思いがある。そのような場合は地方自治体の負担にもなるため、県としても負担について様々考えてもらいたい。要望である。

伊藤達也委員

国際課長にウクライナの避難民関係について聞く。現在県内には9名の避難民がいるが、その後人数は増えたのか。また、避難民への支援金の制度創設について感謝を述べる。支援金はどの程度集まったのか、現時点における総額を聞く。また、6月に第1回目の配分として10万円ずつ支給したと思うが、2回目の配分は行われたのか。そして本日9月30日が当初の受付期間終了日だったと思うが、延長の有無を聞く。

国際課長

まず現時点での避難民数は9名である。次に現在の支援金の受付額だが、一昨日9月28日現在の約270万円に加え、東邦あぶくま会という東邦銀行本店営業部の取引先で構成される親睦会から本日100万円の寄附を受ける予定のため、総額約370万円となる見込みである。既に7月初めまでに1回目の配分として9名に10万円ずつ配付しているため、その90万円を総額から差し引くと今日現在で合計約280万円となる予定である。当該支援金の配分については、引き続き避難民の受入れ状況を注視しながら調整していく考えである。

なお、当該支援金は9月30日で一旦閉めると今春に知らせたが、9月20日の今定例会開会日に、国の支援期間と足並みを揃える形でまずは来年3月31日まで延長することとした。ウクライナの状況も長期化の見込みがあるため、避難民の状況を注視しながら支援について対応していきたい。

伊藤達也委員

引き続きよろしく願う。今後も家族の避難などが想定されるため、きめ細かな対応をぜひとも願う。

星公正委員

先ほどJ R 東日本の赤字路線について質問が出たが、明日の只見線再開通に先立ってJ R 会津若松駅内に県が事務所を開所したと聞いた。当該事務所の体制や業務内容、事務所設置の目的などを聞く。

生活交通課長

会津若松駅内に設置した只見線管理事務所の人員体制は8名で、主な業務は鉄道事業者としての維持管理や利活用促進が中心である。

星公正委員

保守点検等にはかなりの技術職員が必要になると思うが、その辺りはどのように対応したのか。中途採用のような形を取ったのか。

生活交通課長

委員指摘の点については、土木部の技術職員を配置している。加えてJ R 東日本からも土木、保線、電気などの技術職員の派遣を受け入れている。そのような技術職員の知見を生かしながら維持管理にしっかりと対応していきたい。

星公正委員

すると会津川口駅から只見駅間の保守点検はJR東日本に下請けさせるのではなく、技術職員を含めた県で対応するということか。

生活交通課長

一部は業者に委託しているが、基本的には管理事務所が維持管理を行っている。

宮下雅志委員

私の地元のことなので、熊について聞く。会津若松市で来月21日にツキノワグマ市街地出没対応訓練を行うとのことだが、どのような形で実施するのか。

自然保護課長

ツキノワグマによる人身被害の防止に向け、市街地出没における関係者の役割や留意点、連絡体制等を確認、共有するとともに、熊対策に係る注意喚起にもつなげ地域一体となった体制づくりの強化を図っていくことを狙いとし、会津若松市、警察署、捕獲隊、地元行政区、県の参加の下、熊の出没から通報、捜索、現場対応等の一連の流れをシミュレーションする訓練であり、会津総合運動公園内での実施を予定している。なお、今後は今回の実施結果を踏まえ関係者と協議しながら他地域への展開も検討している。

宮下雅志委員

先日の鶴ヶ城におけるツキノワグマ出没時には実は自分もその現場にいたが、大変なことである。町なかの病院付近にも出没して神社方面に逃げていったとの情報を聞いたほか、東山方面では1週間に何回も目撃情報が出ており、市民にとって非常に心配な状況がずっと続いている。恐らく河川のやぶの刈払い実施や緩衝地帯設置など様々な対策が取られていると思うが、目撃情報や出没件数はなかなか減少しない。

以前テレビで、食べ物の残渣や収穫野菜の残り物を外に捨てないなど、熊やイノシシが出没しない住環境の整備について全国各地から呼ばれてアドバイスしている人の話を見た。そろそろやぶの刈払いや注意喚起だけでなく我々の住環境にもしっかり取り組んでいかないとなかなか厳しいと考えているが、その辺りの対応について考えているのか聞く。

自然保護課長

熊を含め持続可能な実効性のある鳥獣被害対策を進めていくためには、地域と連携した取組が重要であると考えており、今年度から地域主体の野生鳥獣対策推進に係る市町村補助制度を新設した。具体的な内容だが、県から専門家を派遣して地域住民と一緒に集落環境診断を行い、効果的な電気柵の設置や誘引木の伐採、そして委員指摘の日頃の暮らしの注意点等も含め地域の実情を踏まえた効果的な対策実施に係る費用を支援するものである。なお、補助額は1地区当たり定額20万円に加え、超過分は2分の1以内で上限150万円を基本としている。市町村や地域住民との連携は非常に重要だと思っているため、引き続きそのような形でしっかり取り組んでいきたい。

吉田英策委員

地震により発生した災害廃棄物の処理について聞く。部長説明では、令和3年2月に発生した地震に伴う災害廃棄物のうち6月末時点で発生量の56.4%は処理が完了したとのことだが、それは今年の6月末時点なのか。現在の進捗率も併せて聞く。

また、今年3月に発生した地震に伴う災害廃棄物は発生から半年のためか3.6%の進捗率であるが、私は遅いのではないかと思った。災害廃棄物の処理は生活環境を守る点からも市町村を支援して大至急進めなければならないと思うが、どうか。速やかに進められるよう支援していくとのことだが、どのような支援を考えているのか。進捗率の低い要因及び今後の支援内容の2点を聞く。

一般廃棄物課長

まず昨年3月の地震に係る進捗率だが、公費解体による住宅処分の進捗と家財道具等処分の進捗に大きく分けられる。家財道具は今年6月末時点で処分が100%完了している。一方、家屋解体は1,500件弱の申込みに対して1,400件弱の解体を実施しており、9割以上は完了している。しかし、例えば解体後の廃材等は仮置場に保管して順次、搬出・処理を行っ

ている状況であるため、家屋の処理は半数を超えた56.4%になっている。

また、今年3月の地震における進捗率だが、これも主に家屋解体が影響している。推計の発生量は約33万tであり、推計値に対する全体の進捗率が今年6月末時点では3.6%である。家財道具等の処分に係る進捗率は約62%である一方、家屋解体は受付によって順次件数が増えていくが現地確認や罹災証明発出など様々な手続を踏んで処理を行っている状況であるため、どうしてもタイムラグが発生する。

なお、県の市町村への支援についてであるが、まずは災害発生直後、そしてその後の計2回、国庫補助金活用など災害ごみ処理の制度に関する説明会を開催しており、国庫補助金の活用による円滑な処理を支援している。また、実際に職員が仮置場の管理状況などを確認している。さらに、民間の産業資源循環協会に廃棄物処理や仮置場の管理等を委託する方法などの助言等を行い、災害廃棄物の処理が進むよう支援している状況である。

吉田英策委員

罹災証明書発行の受付業務等は危機管理部所管だと思うが、全庁挙げて被災地への支援を行わなければならないと思う。56.4%と3.6%どちらの進捗率にせよまだまだ低いと思うため、支援を強めていかなければならないと感じる。

また、令和3年の住宅解体は9割方進んだ一方で解体後の廃材等の処分が遅れているため進捗率56%との説明があったが、遅れている原因は焼却場や処分場の不足など具体的に分かるわけで、そのような目に見える支援が必要なのではないか。災害廃棄物の早急な処理に向けて支援を強める必要があると思うが、考えがあれば聞く。

一般廃棄物課長

処理推進について、基本的に災害廃棄物は各市町村で処理することになっているが、一部では産業廃棄物処分場への例外的な受入れなどによる処分を推進する対応なども行っている。今後も、様々な制度活用について市町村からの個別の相談に応じながら円滑に処理が進むよう支援していきたい。

紺野長人委員

消費生活センターにおける権限の範囲について少し聞く。例えば改善命令までなのか、それとも不正に得た利益の返還手続も範囲に含まれるのか。もしくは権限の範囲外の場合は法的機関につなぐ対応も行っているのか。そのような業務手続は宗教法人でも一般事業者でも同じなのか。その辺りを簡単に説明願う。

消費生活課長

委員指摘の内容について、消費生活課では様々な法律を所管しているため、まずは相談を受けた時点で法律に照らし合わせ、何か不正があれば当然行政処分等の対応まで行う場合もある。

紺野長人委員

そうすると、消費生活センターの権限でそのような処分まで対応できるとの理解でよいか。

消費生活課長

寄せられた様々な相談の中に、明らかに事業者が法律違反であると認められる事案であれば対応する場合もある。

(10月 3日(月) 企画調整部)

伊藤達也委員

企画2ページの風評・風化対策強化事業について、場所及び内容を詳しく聞く。

風評・風化戦略室長

西日本への発信を行う当該事業であるが、首都圏に比べ西日本ではまだまだ本県に対するイメージが低いため、イベントなどに出席してPR発信等を行う。

今回計上した761万円において、3つのイベントへの参加や発信を考えている。1つ目は11月3日に開催予定の「MBSラジオ秋まつり」という約4万人が集まるイベント、2つ目は11月23日にラジオ大阪主催の「OBCラジオまつり」という約10万人が集まるイベントに参加する。この2つのイベントではブース出展のほか、両ラジオの関係者が事前に来県

して取材した内容をラジオ番組内で放送する企画も予定している。3つ目は11月23日に名古屋市で開催される復興庁主催の「福島フェスティバル」という本県に特化したイベントである。復興庁のほか、県、市町村など約30団体が参加を予定しており、本県全体の発信とPR等に努めていきたい。

伊藤達也委員

どんどん実施してもらいたいと思うが、例えばそのような場を利用して西日本における風評状況のアンケート実施のほか、今後はトリチウム水の安全性もしっかり訴えていかなければならない。ブースへの来場者は本県に寄り添う心のある人々だと思うため、広告塔というわけではないがその人々に本県産品は安心・安全であることをしっかり発信してもらえそうな取組も併せて実施願うが、どうか。

風評・風化戦略室長

まさに委員指摘のとおりであり、ただ本県のよさをPRしていくのでは駄目だと思っている。例えば今回は、農林水産部との連携によるGAPの取組の幅広い発信や、アクアマリンふくしまとの連携による本県の多様な海の魅力、安全性の発信に関する取組も行っていきたいと考えている。また、企画調整部内が核となり本県の復興の様々な研究内容や現状を発信する若手職員によるふくしま復興・創生プレゼン隊にも出演してもらい、本県の正しい現状を発信してもらおう。なお、復興庁のイベントにはエネルギー庁なども出展し、ジオラマを用いて廃炉の取組の現状を説明する予定である。PRだけではなくこのような取組によって、本県の正しい現状や安全性等を発信していきたい。

伊藤達也委員

それも大切な取組だと思うので、しっかり進めてもらいたい。商工労働部とはイベント開催時にアンケートを取って状況を確認しながら取り組んでいると思うが、このような機会は本当に大事であるため、商工労働部をはじめ農林水産部などもしっかり連携しながら取り組んでもらいたい。今の西日本における風評の状況がどの程度なのか認識したい部分もあるので、その辺りも踏まえてぜひとも検討願う。

吉田英策委員

避難者支援について聞く。テレビ報道で茨城県にある国家公務員宿舎の入居者の退去を求めて県が裁判により訴えた結果、280万円程度の入居料の支払いの判決が下った。要するに避難者が敗訴するとの判決だったが、当該案件の経過を聞く。

生活拠点課長

先週判決が出た、国家公務員宿舎を退去済みで家賃等が未納だった世帯に係る訴訟の経過について説明する。昨年度の9月定例会において調停の申立てを議案として提出し議決された後、令和3年12月10日に申立てを行い調停を進めていたが、残念ながら今年3月に調停不成立となったため、引き続き訴訟に移行し今年4月から訴訟が開始され、先週9月末に判決が出たところである。

当該相手方は報道にあったとおり、南相馬市のいわゆる避難指示区域外からの自主避難者である。令和2年3月に退去していたが賃料は未納だったため話し合いを何度か試みたものの進まず、やむを得ず法的な措置に移行した。

吉田英策委員

確か滞納額は280数万円だったはずだが、正確な金額を聞く。また、滞納期間はどの程度なのか。そして、県は判決で出た支払い額を当該相手方が払えると思っているのか。

生活拠点課長

まず未納額は284万4,778円である。また、滞納期間は国家公務員宿舎のセーフティーネット契約が開始された平成29年4月から退去した令和2年3月までである。そして当該相手方は資産を有すると聞いているため、県としては支払えるものと思っている。

吉田英策委員

これまで民事調整の申立てや訴えの提起に関する議案が何件か提出され現在進行中の状況であると思うが、当該相手方

の場合は要するに調停が不成立になったため自動的に裁判所に訴えるとの流れになっている。当時の議案説明資料には、不調になった場合は裁判所に訴えることができる旨の一文が記載されていたと思う。しかし、常任委員会の場合や議案として表に出ず、調停不成立の場合は自動的に裁判で訴えられるこのような仕組み自体に問題があると思うが、改善するつもりはないのか。

生活拠点課長

調停不成立後は法的に訴えるとの内容で議決されているが、調停不成立後に訴訟へ移行するまでの期間などタイミングもある。まずは法的措置でない形による話し合いで何度か相手方に働きかけてきたが、それでもうまくいかないため第三者の調停員などを交えた場での話し合いを進めるとしていた。しかし、不成立になってしまうと話し合いでの解決は見込めず、どうしてもその後は訴訟という法的な対応に踏み切らざるを得ないため、当該案件は今後ともこのまま対応させてもらいたいと思っている。

吉田英策委員

このようなケースは、ほかに何件程度あるか。

生活拠点課長

これまで議決された民事調停の申立てのうち、訴訟に移行したのは12件である。

避難地域復興局長

委員指摘の点は意見として承るが、裁判や調停に至るまでには多くの交渉を行っており、本人に会える、会えないの部分から始まっている。相手方も裁判や代理人を立てる等の様々な方法を取っているが、県としても手を尽くした結果、関係議案の議決を得ている。今回の場合は退去済みなのでよいが、例えばいたずらに時間を経過させると本人の債務が増えてしまう等の不利益も発生するため、県としては今まで求めているとおり、調停不成立であれば提訴するとの流れで今後とも続けさせてもらいたい。

吉田英策委員

この質問はこれで終わるが、避難を余儀なくされている人々に対してあまりにも冷たい対応だと思うため、自動的に裁判へ移行する流れは改善してもらいたい。

次に、部長説明で触れていた、水素の利用拡大として水素で走る燃料電池小型トラックによる配送関係の社会実装について聞く。利活用を進める上でこうした取組に用いる水素は、県内産と考えてよいか。

エネルギー課長

トヨタ自動車（株）と連携した燃料電池小型トラックの実証事業における燃料関係については、県内産以外も含めて調整中である。

吉田英策委員

新聞では基本的にグリーン水素を活用するとの記事を見た。しかし、太陽光等の再生可能エネルギーで製造するグリーン水素の県内の現状では限界があるのではないか。商業用に向けた実証実験の段階でもトラックに使用する場合は不足が予想され、水素の製造方法や輸送元が課題になると思うが、その辺りはどう進めようとしているのか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、確かに再エネ由来でCO<sub>2</sub>を含まないグリーン水素は量の確保が難しい現状にある。従って、当面は工場等で製造されるグレー水素を中心に使わざるを得ない状況になっていると思うが、グリーン水素やグレー水素からCO<sub>2</sub>を除去したブルー水素の使用比率を高めていくことが今後必要であると認識している。

吉田英策委員

来年1月から県産水素で走る燃料電池トラックを60台導入と報道する新聞記事も見た。しかし、工場内で製造する水素も使用すること、CO<sub>2</sub>を排出しない燃料として水素は今後飛躍的に進むと思うが、太陽光等の再生可能エネルギー以外となると、やはり化石燃料を原料に製造することになるためCO<sub>2</sub>が発生する。太陽光等再エネ由来のグリーン水



素の厳格な活用を県は明確に掲げるべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

先ほど述べたとおり、将来的に比率を高めていくことは必要であると認識しており、世界的にもそのような潮流にあると思うが、グリーン水素を100%活用できるかという、現在は技術開発等の段階にあると認識している。

吉田英策委員

グリーン水素を100%使用できない現時点では、やはり水素活用は時期尚早だと思う。今後の水素活用においてはその点もぜひ検討するよう願う。

次に、マイナンバーカードについて聞く。新聞記事では、現時点において全国平均で約45%の取得率である中、国は来年3月まで全国民にマイナンバーカードを取得してもらう目標で進めているが、その方法があまりにもおかしい。というのは、地方交付税の配分方法の変更として取得率が平均以下の自治体には地方交付税を減額するという、どの新聞を見ても脅しのような記事であった。そのような方法を取らざるを得ないほどマイナンバーカードに対する信頼が低くなっているのではないと思うが、県はどのように対応するのか。

デジタル変革課長

まず委員指摘のマイナンバーカードと交付税の配分についてだが、新聞で報道されたのはデジタル田園都市国家構想交付金の一部メニューに交付率を勘案するとの内容である。地方交付税の配分に関しては、様々なデジタル関係の費用がかかってくると思われるため、それらを集約して積算基礎に取り入れるとの内容が検討されていると聞く。

なお、先日報道されたデジタル田園都市国家構想交付金については、取得率が全国平均以上であることを申請条件とすることや採択時に勘案するとの検討を行うと聞く。

マイナンバーカード自体は今後デジタル社会を進めていく上で基盤となるものであるため、県としても市町村を支援し普及促進をさらに進めていきたい。

一方、その交付率の関係により交付金の一部申請できない状況が発生すると、さらなる格差拡大につながる可能性があることと懸念しているため、今後そのような要件が検討されているとのことであれば見直しを含めて求めていきたい。

吉田英策委員

交付税削減は地方、県にとって本当に大きな問題であるため、やめるべきだときちんと国に述べてもらいたい。

マイナンバーカード自体、情報流出の問題等で信頼されていないことの表れではないか。福島民報には80歳の県民から「高齢世帯の私たちが受ける恩恵はそう多くないと感じている。むしろ銀行口座とのひも付けで不安が大きい」との投書が寄せられている。やはり多くの人々が銀行口座、社会保険、運転免許等の情報とひも付けされたら個人情報がどんどん流出して利用されてしまうのではないかと不安を持っているし、高齢者は恩恵が少ないとまで感じている。県は今後進めるに当たり、このような声にどう応えていくのか。

デジタル変革課長

委員指摘の点だが、もともとマイナンバーカードには印字されている氏名、住所、生年月日などの身分証明に必要な情報と写真以外に、プライバシー性の高い情報は入っていない。個人情報も一元管理されると誤解している人が多いが、個別の個人情報はそれぞれ必要な時に必要な情報のみをやり取りする分散管理という仕組みを用いている。基本的に個人情報等の取扱いに関しては法令等で厳格に定めており、そのような不安は今後しっかりと県が払拭していく必要があると思っている。

また、高齢者にはメリットが少ないとの指摘について、今後デジタル社会を形成していく上で、例えばコロナ禍でデジタル技術を活用して迅速な給付金支給を行うなど、様々な人々に対して早期に対応できるメリットも当然ある。そのため高齢者が取り残されないよう、デジタル活用により迅速に対応できる部分と、それにより生み出された時間や人手を、デジタルになかなか対応できない人々へ充て、より丁寧な対応が可能になることなどでメリットを提供できるよう進めていきたい。

吉田英策委員

情報流出の問題に加え、企業等による利益のための個人情報利用には反対せざるを得ないと思っている。

宮下雅志委員

SDG sについて聞く。先日知事も参加したイベントなど県民に認識を高めてもらう取組の実施に加え、SDG sへの取組に関する住民評価は全国2位との報道も見た。その点で本県は大変積極的にSDG sに取り組んでおり、総合計画にもSDG sの視点による県が目指すべき将来の姿をしっかりと位置づけている。

そのSDG sは2015年の国連サミットで採択され、17のゴールと169のターゲットが示されている。ターゲットについては、2020年までと2030年までの目標がそれぞれ具体的に示されており、例えば貧困、教育、農業、エネルギーなどがあるが、そのターゲットは県の施策においてどのように整理したのか。

復興・総合計画課長

委員指摘のターゲットは、SDG sにおいて高い目標設定がなされている。新たな総合計画の策定時においても、個々の169のターゲットというよりは大きな項目である17のゴールに対してSDG sの視点で各部局の取組がどのように当てはまるかを議論したため、各ターゲットの達成という観点での議論はしていない。

宮下雅志委員

SDG sの視点に沿った県の施策は総合計画にしっかりと位置づけられており、目指していく姿勢も理解している。例えば、ふくしまSDG s推進プラットフォームへの加入団体数が当初の113から今年7月末現在で155まで増えており、これも1つの評価ポイントになっているのではないかと。今後プラットフォーム加入団体は、研修会や出前講座等への参加等に取り組んでいくことになると思う。本県の目標は具体的に設定されているが、国際的なSDG sの目標において本県はどの辺りに位置するのか、例えば貧困や教育に関連するターゲットなど本県の位置づけをしっかりと認識する必要がある。総合計画もSDG sも目標達成が本来の目的であり、いずれの計画期間も2030年までのため、各部局で抱えるSDG sに関する課題について出し合って共有すべきだと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

前提として、SDG sを達成するために総合計画があるわけではなく、総合計画に掲げた将来の姿の実現のため、復興・創生に向けた県の取組がSDG sの目標達成に貢献すると捉えている。

また、より多くの県民などあらゆる主体と一緒にあって県づくりに取り組む意味でもSDG sの視点を大切に考えている。学校や民間団体でそれぞれSDG sに取り組んでおり、県との方向性を合わせていくことを主眼にしているため、その中で委員指摘の点なども踏まえながら推進していきたい。

宮下雅志委員

ターゲット自体が具体的な内容であるため、関係団体と一緒に1つの目標に向かって目指していく本県の姿と、世界的に目指す目標を参加者が共有することで企業や団体が目指していく具体性が今後必要になってくると思う。漫然とした方向性をただ目指すのではなく、具体的な目標として設定することが成果につながる取組になってくると思うため、その点を含め各部局がしっかりと連携して検討願いたい、意見があれば聞く。

復興・総合計画課長

委員指摘のふくしまSDG s推進プラットフォームだが、9月30日現在で170団体が加入している。今後加入団体による活動も加速して取り組んでいきたいが、当該プラットフォームの中で「ひろがる!」、「つながる!」、「まなべる!」をメリットに、先ほど述べたセミナーや分科会の設置、参加を通じて様々な取組を実施し、会員間で課題があれば共有や協力等のマッチングも行いたい。その中で、委員指摘の点なども含め、そういった場を活用して検討していきたい。